

気仙沼市図書館雑誌スポンサー制度要綱

(趣旨)

第1条 市は、気仙沼市図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために収集する雑誌について、雑誌スポンサー制度を実施し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とし、その実施については、気仙沼市広告掲載要綱(平成20年気仙沼告示第85号。以下「広告掲載要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(広告の掲載)

第2条 図書館に配架する雑誌(以下「雑誌」という。)に広告を掲載する者(以下「スポンサー」という。)は、広告を掲載する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を提供するものとする。

2 スポンサーは、雑誌(最新号に限る。)のカバーの表紙及び裏表紙並びに雑誌架に広告を掲載することができる。

(提供希望雑誌)

第3条 スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、雑誌を選定する。

(スポンサーの要件)

第4条 スポンサーとなることができる者は、図書館に1年以上(年度途中からの提供については当該年度を1年とする。)継続して雑誌を提供することができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業又は事業を営む者若しくはその組織する団体。
- (2) 前号に掲げる者のほか、スポンサーとして適当であると教育長が認めた者。

(配架)

第5条 雑誌の配架場所は、図書館長が決定する。

(広告の作成)

第6条 雑誌カバーの表紙側及び雑誌架のスポンサー名表示は図書館が作成し、雑誌カバーの裏表紙側に挿入する広告はスポンサーが作成する。

2 広告の大きさ及び表示位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表紙側は、縦10センチメートル、横17センチメートルの範囲内で、雑誌面の大きさを上回らず、かつ、雑誌名と重なることのない大きさとする。
- (2) 雑誌カバーの裏表紙側は、雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(申込方法)

第7条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、気仙沼市図書館雑誌スポンサー申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、掲載を希望する広告(案)

を添えて、教育長宛申請するものとする。

- 2 同一雑誌について申込みが重複した場合は、申込時期の早い者を優先する。
- 3 申請書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合には、教育長は当該申請者についてスポンサーの申請がなかったものとみなすことができる。

(広告掲載の決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申込みの申請があったときは、当該広告案について、広告掲載要綱第11条第1項に規定する気仙沼市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付するものとする。ただし、過去に掲示の決定を受けた広告と同一内容による申込みについては、審査に付さないことができる。

- 2 教育長は、前項の審査を経た申込みについて広告掲載の可否を決定し、その結果を気仙沼市図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(雑誌スポンサーの期間)

第9条 スポンサーの期間は、4月1日（期間中途からスポンサーとなった場合は、前条第2項の通知を受け取った日の翌月の1日）から翌年の3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長又はスポンサーから解約の意思表示がない限り、スポンサーの期間は自動的に更新するものとする。

(決定の取消し)

第10条 スポンサーに決定した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は当該スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
 - (2) 気仙沼市図書館雑誌スポンサー制度申請書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
 - (3) スポンサー決定後の状況変化等により広告掲載要綱第8条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- 2 スポンサーが雑誌に掲示した広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は当該広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
 - (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
 - (3) 広告に関連する財産権について、係争があるとき。
- 3 前2項の規定によって生じた損害については、教育長は、その責を負わない。

(広告内容の変更)

第11条 雑誌に掲示した広告の内容は、当該掲示を開始した日から3月を経過する日までの間は、これを変更することができない。

- 2 スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告内容変更承認申請書（様式第3号）に新たに掲示する広告案を添えて、教育長に申請し

なければならない。

3 教育長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該広告案について審査委員会の審査に付するものとする。

4 教育長は、前項の審査を経た申請について、適当と認めるときは、広告内容の変更を承認し、広告内容変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（雑誌の提供）

第12条 スポンサーは、選定した雑誌を気仙沼市図書館納入組合等（以下「納入組合等」という。）から購入し、納入組合等が図書館に納入するものとする。

2 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、気仙沼市に帰属するものとする。

3 雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、雑誌の変更その他必要な事項について、スポンサーと教育長が協議し決定するものとする。

（広告内容等の責任）

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負い、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任において解決するものとする。

（疑義）

第14条 この要綱に定めのない事項は、教育長とスポンサーが協議して定める。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。